

# 金融ADRのご案内

平成 23 年 11 月

次のような**金融機関とのトラブル**で、お悩みの相談者はいらっしゃいませんか？

東京三弁護士会では、2009 年の金融商品取引法等の改正により、2010 年 10 月からスタートした金融紛争専門の新制度、「**金融ADR制度**」のご理解とご利用を呼び掛けています。

## Q 1. 東京三弁護士会の「金融ADR」とは？

東京三弁護士会の「金融ADR」は、特定の金融機関と顧客との金融商品やサービスに関わるトラブルについて、金融分野に精通した弁護士（あっせん人）が、中立・公正な立場で間に入り、裁判によらない話し合いでの**迅速な解決**を目指す手続です。しかも、申立と話し合いに要する費用は、原則として無料です（\* 和解が成立したときのみ、所定の成立手数料をお支払い頂きます。）。

## Q 2. 東京三弁護士会の「金融ADR」の対象は？

東京三弁護士会と協定を結んだ次の各団体に属する全国の支店本店・その他個別に協定を結んだ各金融機関・団体との、金融商品やサービスをめぐるトラブルが対象です（\* 当事者のいずれかが地方にいる場合でも、各地の単位会と協力し、現地で手続を利用できるよう工夫しています（**現地調停・移管調停**）。）。

〈協定締結団体等〉：全国労働金庫協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、  
全国農業協同組合中央会、全国漁業協同組合連合会、商工組合中央金庫、  
その他の金融機関・団体

たとえば、「金融機関から十分な説明を受けないまま購入した金融商品で、大損をした」、「高齢の父が、無理やり契約を結ばされた」、「金融機関への返済条件が厳しくて、生活が立ち行かない」などでお困りの際は、ぜひご利用をご検討ください。

## Q 3. 金融機関は、必ず話し合いに応じてくれるの？

「金融ADR」では、顧客保護のため、事件が受け付けられた場合、東京三弁護士会と協定を結んだ各団体・金融機関は、原則として、手続に応じなければなりません。また、これらの各団体・金融機関は、必要な資料を提出したり、和解案を尊重するなど、紛争解決に協力する義務を負っています（\* 銀行や第1種金融商品取引業者、消費者金融など、協定のない金融機関の場合でも、手続応諾等を義務づけず、通常のADRとしては受け付け可能です。）。

## Q 4. 事件は、どのように申し立てるの？

東京三弁護士会の仲裁センター（紛争解決センター）の各窓口にて、申立用紙と記載例を備え置いております。こちらをご参照のうえ、窓口まで必要書類をご提出ください。

◇ 詳細は、東京三弁護士会の各ホームページ、または以下の各窓口までお問い合わせください。

〈お問い合わせ〉 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館

東京弁護士会 紛争解決センター（同会館 6 階） 電話 03-3581-0031

第一東京弁護士会 仲裁センター（同会館 11 階） 電話 03-3595-8588

第二東京弁護士会 仲裁センター（同会館 9 階） 電話 03-3581-2249